

# クーリング・オフ制度(パート2)

## 4、クーリング・オフ ができない取引

- (1) 通信販売  
雑誌・カタログ等の広告、ネットオークション、インターネット通販など、自分から電話・郵便・インターネットなどで申し込んだ場合はクーリング・オフできません。
- (2) 店舗・営業所での契約  
自らお店や営業所に向いて商品を買ったり、契約した場合は消費者を保護する必要が乏しく、クーリング・オフは認められていません。
- (3) 3000円未満の現金取引  
3000円未満の現金取引で、商品受け取り全額支払った場合はクーリング・オフはできません。
- (4) 法人・事業者の営業上の契約

クーリング・オフは、消費者保護の制度であり、一部の例外を除き、法人・事業者の営業上の契約は適用外となります。

(5) 政令指定消耗品を購入し、

使用したり一部を消費した場合。

- ① 健康食品
- (医薬品を除く)
- ② 不織布、織物(幅13cm以上)
- ③ コンドーム
- ④ 防虫剤、殺虫剤、防臭剤、脱臭剤(医薬品を除く)
- ④ 化粧品、毛髪用剤、石鹸(医薬品を除く)、浴用剤、歯ブラシ、洗浄剤、等
- ⑤ 履物
- ⑦ 壁紙
- ⑧ 配置菓
- (6) 乗用車。
- (7) クーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合。

## 5、クーリング・オフの効果

- (1) 契約の解除及び申し込みの撤回ができる。
- (2) クーリング・オフ書面は発進した時点で効力を得る。
- (3) 事業者は違約金や損害賠償金の請求はできない。
- (4) 商品の引き取り費用、返還費用は事業者負担になる。
- (5) 原状回復請求権がある。

## 6、クーリング・オフの手続きの方法



- (1) クーリング・オフは必ず書面で行います(一般的にはハガキで行います)。契約額が高額等な場合は「最も確実な「内容証明付き郵便」が有効です。
- (2) クーリング・オフができる期間内に通知します。(8日間や20日間)
- (3) クレジット契約の場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。
- (4) ハガキの場合は両面をコピーしましょう。
- (5) 「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、コピーや送付の記録は一緒に保管(完結後5年間)しておきましょう。

## 7、クーリング・オフ書面の書き方

- (1) ハガキによる通知の例(省略)
  - (2) 内容証明による通知の例(省略)
- ## 8、クーリング・オフ制度のまとめ
- (1) トラブルに遭わないための対処法

○ 電話勧誘販売され、興味がない場合「キツパリ断る」  
※これが一番大事

○ 高値で買い取る。謝礼を払う...  
|| 真に受けない(断る)

○ 申し込んでいない商品がとどいたら || 受け取らない

○ お金は絶対に払わない

○ 事業者をむやみに ||  
家に入れない

- (2) 契約書にクーリング・オフ条項があるか確認する。
- (3) クーリング・オフは書面で行う。
- (4) クーリング・オフ可能期間を確認する。
- (5) クーリング・オフ関係の書類は完結後5年間保存する。
- (6) 困ったときは、相談センターや消費生活センターへ相談する。

セミナー資料より抜粋



## 相談事例 (その167)

### ネットワークの力で Hさん一家の相談に対応

2018年11月に、しんぶん赤旗読者Nさんから「職場の同僚のHさんが『血圧が高くて体調が悪いけど、お金がなくて病院に行けない』と言っている。片柳さん、相談に乗ってあげてくれませんか?」と連絡がありました。

Hさんご本人に話を聞くと、相当高い血圧で危険な状態にもかかわらず、国民健康保険料が払えていなかったために通院できていないとのことでした。

## 絵手紙



新婦人川南支部エンゼル班  
坂本由美さんの作品 藤崎

## 3人家族で14mのワンルーム

年が明けてから、Hさんご夫婦から「我々夫婦と持病のある20代の娘の3人で14mのワンルームの部屋に暮らしている。もう少し広いところに転居したい」という切実な訴えがありました。くらしの相談センターの専門相談員としてご協力いただいている中央プランナーさんにも力になっていただき、2DKの部屋に転居もでき生活再建へ大きく進めることができ、「本当に良かった」とHさんご夫婦は大変喜んでいました。

しんぶん赤旗読者の方から「困っている人がいる」との連絡があり、相談センター所長代理である市議の私、ふじさきクリニックの相談員の方、中央プランナーさんという、川崎区のネットワークのどれか一つでも欠けていたら、Hさん一家の相談はうまく進まなかったと思います。

こうしたネットワークを広げて、安心して暮らせる川崎区にしていきたいと思えます。

所長代理 片柳すすむ

# くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2019年8月 第191号

発行：くらしの相談センター  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823  
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ（無料です）

7月の相談内容と件数

(6月21日～7月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-7月合計
住宅問題	4	25
生活保護	2	15
身障者問題	0	1
就職・仕事	0	15
医療・病院	0	16
市への要求	4	8
多重債務	0	0
架空請求	0	4
税金・年金	0	3
交通事故	0	0
子供問題	0	2
離婚問題	0	3
弁護士等の相談	2	19
不動産問題	0	9
後見・相続	9	48
その他	8	48
合計	29	216
開設からの総合計 (2003年9月)	7130	

7月の相談

高齢化の現状がまざまざと見えるような事例が寄せられています。病气や病院、財産管理、相続問題等・・・。  
自身の判断力が衰えてからでは遅すぎるようです。判断力に自信が持てなくなる前に家族や専門家に相談した方が良いでしょう。その時は”くらしの相談センター”を窓口としてお気楽にご利用ください。

多くの高齢者に関わっている活動だから、小さなグループで勉強会を行い積極的に受任者を引き受けてスタートして欲しいとお願いして講演を終わりました。

8月の予定  
★無料法律相談日  
今月はお休みです  
9月は17日(火)

★土・日・祝日は休み  
夏季休暇  
8月13日～16日

★相談時間は  
9時30分～17時30分

8月13日～  
16日休み  
ます

午後1時～5時  
電話 23315812  
片柳すすむ

中央地域境町相談所  
(日本共産党後援会事務所)

「困ったとき・迷ったとき」  
ご相談ください。

自分にできることを  
少しずつ 新スタッフ紹介



6月よりセンター  
当番のお手伝いを  
始めました。以前  
からセンターの存  
在は知っていました  
が、思っていたよ  
り範囲も広く件  
数も多い相談内  
容、一件一件とて  
にも丁寧に対応  
されて  
いることに驚きま  
した。気軽な相談  
ごとでも深刻なト  
ラブルでも、いざ  
となったら話をし  
て行くことができ  
るセンターのよう  
な『場』があるこ  
とを知っているだ  
けで、心の支えに  
もなりません。よ  
り多くの人に存在を  
知ってもらえれば  
と思います。また、  
センターの運営に  
かかわる方々の多  
さにも驚きました。  
一人一人が少しづ  
つでも力を出し合っ  
て支え続けてきた  
というセンターの  
歴史に頭が下がり  
ます。  
センター当番のお  
手伝いなんて自分  
にはとても無理と  
思っていましたか  
が、  
自分のできるこ  
とを少しずつでも始  
めていくことがま  
ずは大切と思いが  
なりました。  
7月23日午後、医療生  
協社保委員会の学習会が  
行われ宮原所長が講演し  
ました。

A・S

相談センター開設16周年記念セミナー＆松元ヒロに是非ご参加  
を第1部は、高齢者の皆さんは自分に何かあったら誰にお世話に  
なるかと考えると夜も眠れないと悩んでおられます。どうしたら  
解決できるか。宮原春夫所長が豊富な体験をもとにわかりやすく  
お話いたします。第2部は「憲法くん」でおなじみの松元ヒロさ  
んがアベ政治を鋭く風刺する“ひとり立ち”を70分にわたって笑  
わせて熱演します。

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センター（相談は無料です）

セミナー & 松元ヒロライブ

第一部 セミナー

当相談センターは開設  
16周年をむかえます。  
この間7100件を超える  
相談事の解決に尽力。  
今回は、任意後見  
制度について宮原所長が  
お話しします。



第二部 松元ヒロ・ライブ

「私は憲法くんです！  
皆さんのお役に立つて  
きたつもりです。  
私をもっと、もっと活用  
してください！」  
するどい社会風刺で  
観客の心をつかむ。  
異色の芸人



2019年9月29日(日)  
開場 13:00 / 開会 13:30  
場所 川崎市立教育文化会館  
6Fホール  
(JR川崎駅・京急川崎駅から徒歩15分)  
参加協力券 1,500円  
高校生以下、障がい者 1,000円

主催：くらしの相談センター  
TEL/Fax 044-246-6823

後援：川崎市



川崎駅よりバス乗り場  
川04 市営埠頭行  
川05 東扇島循環  
川07 西公園行  
いずれも市バスで4つ目のバス停留所  
教育文化会館前下車

任意後見契約  
受任者の経験報告

7月23日午後、医療生協社保委員会の学習会が行われ宮原所長が講演しました。  
成年後見制度への取り組みが大きく遅れており「ゆりかごから墓場まで」の取り組みがスローガンのだけで具体的に取組まれていることが一人暮らしの高齢者の悩みを解決できないでいることを自らの経験を元に詳しく話しました。  
くらしの相談センターでは2016年から任意後見契約の取り組みを始め、宮原所長が30人の人から依頼を受けています。が、医療生協こそ地域で多くの高齢者に関わっている活動だから、小さなグループで勉強会を行い積極的に受任者を引き受けてスタートして欲しいとお願いして講演を終わりました。

オンデマンドプリント・ホームページ制作  
印刷のご用命は  
有限会社 協立印刷社  
ホームページ http://www.kawa-kyo.co.jp/  
川崎区貝塚 2-14-11  
tel 044-222-4205

昭和21年創業  
古書売買 近代書房  
日本の古本屋 検索  
☆インターネット販売を始めました・・・  
・・・当店の新着情報をご覧ください  
☆営業時間 10時～20時 定休日 木曜日  
日曜日 祝日は19時迄  
川崎市川崎区砂子 2-8-17  
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

《訪問リハビリ・マッサージ》  
(株)川崎幸はりきゅう院  
さいわい訪問  
マッサージセンター  
【各種保険取扱い】  
tel 044-555-6629  
fax 044-555-3241

キムチをつくり続けて30年  
新鮮野菜・キムチの  
(有)グリーン  
フーズあつみ  
ホームページ検索  
グリーンフーズあつみ 検索  
川崎区大島 3-35-7  
tel 044-288-7616